



2022年5月13日

各 位

会 社 名 中央化学株式会社

代 表 者 名 代表取締役社長 社長執行役員 近藤 康正

(コード番号 7895 東証スタンダード)

問 合 せ 先 取締役常務執行役員 管理本部長 森本 和宣
役職 氏名

電 話 048-542-2511

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、2022年6月28日開催予定の当社第62回定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社の現状並びに今後の事業内容を鑑み、現行定款第2条(目的)を一部変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供制度をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 上記①および②により、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 変更案第16条は、議決権の不統一行使に関する事前通知書の様式を、インターネットによる通知にて可能とすべく変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月28日
定款変更の効力発生日	2022年6月28日

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 合成樹脂製の食品用容器・貯蔵用容器・輸送容器・包装用フィルム・シートの製造販売</p> <p>(2) ~ (11) (条文省略)</p> <p>(議決権の不統一行使)</p> <p>第16条 <u>議決権の不統一行使を行うときは、株主総会の会日の3日前までに当社に書面でその旨およびその理由を通知しなければならない。</u></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第17条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>附則</p> <p>(新設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>合成樹脂およびその他素材を原材料とする食品用・貯蔵用・輸送用・医療用等の容器、包装用フィルム・シート等の製造販売</u></p> <p>(2) ~ (11) (現行どおり)</p> <p>(議決権の不統一行使)</p> <p>第16条 <u>議決権の不統一行使を行うときは、株主総会の会日の3日前までに当社にその旨およびその理由を通知しなければならない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附則</p> <p><u>1. 現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第17条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>